

In the Spotlight

事業会社の財務に及ぼす金利指標改革 (IBOR 改革) フェーズ 2 の修正の影響

2020 年 11 月 10 日

金利指標改革 フェーズ2: 事業会社の財務担当者にとっての会計上の主要論点

要約

国際会計基準審議会 (IASB) は、金利指標改革で生じる論点 (金利指標の代替的な指標金利への置き換えを含む) に対応した、IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号およびIFRS 第16号の修正を公表しました。本修正は、2021年1月1日より適用されます。本資料は、事業会社 (すなわち、金融機関以外)、特にその財務部門への影響に焦点を当てています。具体的には、下記の項目を取り上げています。

- 償却原価で測定する金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更
- ヘッジ会計
- IFRS 第16号「リース」

本資料は、上記の領域に焦点を当てていますが、他にも関連する会計上の論点が生じる可能性があります。企業は、生じる可能性のあるあらゆる会計上の論点を検討するようご注意ください。[In depth INT2020-06 「金利指標改革についてIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対するフェーズ2の修正に関する実務ガイド」](#) (和訳は[こちら](#)) も参照ください。

1. はじめに

本資料は、IASBによる金利指標改革フェーズ2の修正を適用する際の事業会社の会計への影響に焦点を当てています。フェーズ1の救済措置、ならびにフェーズ1およびフェーズ2による影響の相互関係の詳細な検討については、以下の資料をご参照ください。

[In depth INT2019-04 「金利指標改革についてIFRS第9号、IAS第39号およびIFRS第7号に対するフェーズ1の](#)

[修正に関する実務ガイド](#) (和訳は[こちら](#))

[In depth INT2020-06「金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正\(フェーズ2\)に関する実務ガイド」](#) (和訳は[こちら](#))

2. 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更

金利指標改革の結果として、現在、銀行間取引金利(IBOR)の指標金利に基づくキャッシュ・フローを有する多くの契約を修正する必要があり、将来においては、金融商品(借手としてのリース契約を含む)を新しい指標金利に基づいて測定することになります。仮にIFRS第9号およびIFRS第16号の免除規定がなければ、この測定基礎の変更は、金融商品の条件変更または認識の中止のいずれかを生じさせ、利得/損失が生じた可能性があります。しかし、免除規定(実務上の便法)を適用した場合、帳簿価額は変更されません。詳細は、後述します。

事業会社の財務環境において考慮すべき、影響を受ける金融商品の例としては、以下が挙げられます。

- 現金同等物
- 貸付金およびその他の債権(長期売上債権を含む)
- 借入金、リース負債(借手の場合—下記のセクション4を参照)および特定のその他債務
- グループ企業間の貸付契約(債権および債務)

契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更について検討することを免除する救済措置は、デリバティブ金融商品の測定には適用されません。デリバティブ金融商品は、既に純損益を通じて公正価値で計上されているためです。しかし、金利指標改革に伴い、これらのデリバティブ金融商品がどのように修正されるかは、ヘッジ会計の救済措置を適用する能力に影響を与える可能性があります(下記のセクション3を参照)。

PwCの見解

長期債務および長期債権は、その性質上、金利指標改革の影響をより大きく受けます。また、預金やマネーマーケット・ファンドのような現金同等物に係る未収/未払利息の金額も変動しますが、これらは短期という性質上、会計上重要な影響を及ぼす可能性は低いといえます。

また、一部のグループ企業におけるグループ企業間の契約に焦点が当たる可能性は低いといえます。しかし、外部に対する変動利付債務がバック・ツー・バックで紐づけられて他のグループ企業に転嫁されている場合、両社は、グループ内の借入金も更新されていること、および/または、外部の資金調達コストが引き続きカバーされていることを確認する必要があります。

多くのグループ企業は、複雑な負債の契約を有しています。本資料では、税務上の影響を取り上げていませんが、例えば、企業は、一定の税務上の移転価格や法人の利息制限に関する規則を遵守する必要がある可能性があります。金利指標改革に関連して行われる変更では、新たな指標金利が引き続き独立した第三者間取引の原則に則ったものとみなされるかどうか(特に、修正が金利指標改革の直接の結果として要求されるだけでなく、その他の商業的な理由により行われる場合)を考慮する必要があります。もしこれらを満たさない場合、当期または繰延税金残高に影響を与える可能性があります。

上記の変更はすべて、全体的な戦略とプロジェクト管理プロセスに織り込む必要があります。事業会社の財務担当者は、税務専門家やその他の関連する契約相手方と情報交換を行うべきです。

2.1 現在の会計上の取扱い

変動金利の金融商品における市場金利の変動は、[IFRS第9号B5.4.5項](#)に従って取り扱われ、キャッシュ・フローとともに割引に使用される実効金利カーブが定期的に更新されます。これは、通常、資産または負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼしません。

しかし、変更が当初の契約条件から生じるものではない場合、経営者は、これが条件変更による利得または損失（金融資産についてはIFRS第9号第5.4.3項、金融負債についてはIFRS第9号B5.4.6項）を生じさせるか、または、その変更が金融資産についてはIFRS第9号第3.2.3項(a)、金融負債についてはIFRS第9号第3.3.2項に従って大幅に異なるため、認識の中止を生じさせるかを評価する必要があります。この評価および関連する利得または損失の計算は、複雑になる可能性があり、また財務諸表の読者にとっては直感に反する場合がありますため、実務上の便法（下記のセクション2.2で説明）は大いに歓迎されます。

2.2 IASBフェーズ2の実務上の便法

金利指標改革によって、IBOR（例えば、英ポンドLIBOR）に基づく金利を有する契約は、代替的な参照金利（例えば、英ポンド無担保翌日物指数平均金利（SONIA））に変更される際に直接的な影響を受けます。このような変更としては、次のような場合があります。

- 当初認識時に定められた契約条件に対する修正（例えば、指標金利を代替的な指標金利に置き換えるために、契約が修正された場合）
- 当初認識時の契約条件において考慮または検討されていなかった変更（例えば、契約条件の変更はないが、指標金利の算定方法が変更された場合）
- 既存の契約条件の発動の結果（例えば、契約に含まれる既存のフォールバック条項が発動された場合）。

[IFRS第9号第5.4.5項、第5.4.6項]

実務上の便法は、適用要件を満たす変更、すなわち金利指標改革によって要求される（金利指標改革の直接の結果として要求され、経済的に同等である）金融資産および金融負債（リース負債を含む）の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎に対する変更に応用されます。

実務上の便法の適用要件を満たす変更は、IFRS第9号B5.4.5項に従って取り扱われます。その影響は、将来キャッシュ・フローの再見積りや実効金利の更新のプロセスによって帳簿価額は変更されないというものです。上記の実務上の便法の適用要件を満たさない契約条件に対する他の変更は、個別に評価を行う必要があります。これは当初の資産または負債の条件変更または認識の中止を生じさせる可能性があります。条件変更の会計処理としては、利得または損失は、IFRS第9号第5.4.3項またはIFRS第9号B5.4.6項に基づいて認識されます。同様に、認識の中止が適用される場合、当初の資産および負債は貸借対照表から除去され、新たな資産または負債に公正価値で置き換えられます。これは、ツー・ステップ・アプローチとして知られており、上記のセクション1で述べたフェーズ2に関するIn depth（和訳はこちら）において、より詳細に説明しています。このツー・ステップ・アプローチは、リースの借手には適用できません（以下のセクション4を参照）。

設例1—指標金利の変更

企業Aは、2015年に、1,000万英ポンドの20年間のIBOR借入契約を締結することにより、資金を調達しました。毎月、1カ月物IBORレート+固定スプレッド10bpsに基づいて金利を支払います。金利指標改革の結果、銀行はこの契約を修正し、2021年8月1日より、1カ月物のIBORレートを代替的なリスク・フリー・レート（RFR）+固定スプレッド100bpsに置き換えることにしました。

経営者はこの変更を評価し、参照金利の変更と固定スプレッドの変更の両方が金利指標改革の直接の結果であると結論づけました。

さらに、経営者は、固定スプレッドの変更（10bpsから100bps）は、当該金融商品の予想残存期間にわたって、2021年8月1日時点の市場で観測されるIBORとRFRの間のフォワード・スプレッドに等しく、したがって、キャッシュ・フローの決定の新しい基礎は従前の基礎と経済的に同等であると結論づけました。ここで適用されているアプローチは、フォワード・スプレッド・アプローチ¹です。

変更日において、実務上の便法が適用され、実効金利は、IFRS第9号B5.4.5項を適用することにより、新たなRFRに基づいて更新されます。したがって、この変更によって、損益計算書に即時の利得または損失は生じません。

¹ 経済的に同等の要件を評価するにあたっては、さまざまな方法が認められます。詳細については、In depth INT2020-06 - FAQ 2.2—「経済的に同等」とは（和訳はこちら）をご参照ください。

さらに詳しいガイダンスは、以下をご参照ください。

- [In depth INT2020-06 – FAQ 2.1 – 「金利指標改革の直接の結果として必要」とは](#) (和訳は[こちら](#))

PwCの見解

事業会社の財務担当者は、関連する金融商品に対する変更合意する責任を負う可能性が高くなります。企業または企業集団の銀行との契約を簡素化するために、事業会社または銀行は、金利指標改革のプロセスの一環として、借入契約の条件の整理を提案する可能性があります。

財務担当者は、金利または金融商品の契約条件に対する商業的に適切なその他の変更(期限延長またはフロアの設定など)への合意による会計上の影響を認識しておくべきです。これらは「直接の結果として要求」される可能性は低く、したがって、実務上の便法の救済措置から得られる恩恵を制限する可能性があります。それ以外の変更についても、認識の中止または条件変更についてIFRS第9号に基づき評価する必要があり、利得または損失の認識を生じさせる可能性があります。

PwCの見解

上述のように、経済的に同等の要件の評価にはさまざまな方法が認められます。市場は引き続き新たな金利を開発し、何が適切であり、何が直接の結果であるかについての見解は今後も変わっていく可能性があります。したがって、PwCは、特により複雑な契約について、引き続き専門家の助言を求めることを推奨します。

例えば、置換えたさまざまな指標金利は、その変更が金利指標改革の「直接の結果」とみなされる、当初のIBOR金利の合理的な代替指標になる可能性があります(例えば、英ポンドLIBORからイングランド銀行の基準金利への移行は、英ポンドLIBORからSONIAへの移行と同様、金利指標改革の「直接の結果」とみなされるでしょう)。さらに、代替的な指標金利においてその期間の流動性が十分でない場合、代替的な指標金利は、当初のIBOR金利と同じ期間を有する必要はありません。例えば、3カ月物のIBOR契約の場合、代替的な指標金利に契約を変更する時点でその期間物が利用できないか、あるいは十分な流動性がない場合には、その置換える指標金利は「直接の結果」となるために3カ月物である必要はありません。逆に、流動性の高い翌日物の代替的な指標金利も利用可能である場合、3カ月物のIBOR金利から5年物の代替的な指標金利への移行は、合理的な代替金利であるとは考えられない(すなわち、金利指標改革の直接の結果とはみなされない)でしょう。

3. ヘッジ会計

指標金利の変更は、ヘッジ対象、ヘッジ手段または指定されたヘッジされるリスクが影響を受ける指標金利を参照している場合に、ヘッジ会計の関係に影響を与えます。このような変更が行われた場合、フェーズ2の修正は、ヘッジ指定を更新することを企業に要求しています。その意味については、下記で詳細を解説しています。

3.1 ヘッジ指定およびヘッジ文書に対する変更についての一時的な例外措置

企業が、[In depth 2019-04](#) (和訳は[こちら](#))で説明しているフェーズ1の救済措置の適用を終了する場合、フェーズ2の修正は、金利指標改革により要求される変更を反映するために、ヘッジ関係の正式な指定および文書化を変更することを企業に要求しています。金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの基礎の変更に関する実務上の便法と同様、当該変更が金利指標改革の直接の結果として要求されることが必要であり、また、新しい基礎は従前の基礎と経済的に同等でなければなりません。

この文脈において、ヘッジ指定および文書化は、以下の変更のうちの1つまたは複数を行うためにのみ修正されます。

- 代替的な指標金利をヘッジされるリスクとして指定
- ヘッジ対象の記述の修正(ヘッジされるキャッシュ・フローまたは公正価値の指定部分の記述を含む)
- ヘッジ手段の記述の修正

[\[IFRS第9号第6.9.1項\]](#) [\[IAS第39号第102P項\]](#)

ヘッジ手段に関連するヘッジ指定(上記の3番目の項目を参照)については、以下の3つの条件を満たす場合にも、更新しなければなりません。

- 企業が、金利指標改革によって要求される変更を、ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎を変更する方法以外のアプローチを用いて行う
- 当初のヘッジ手段(例えば、デリバティブ)は認識の中止が行われない
- 当該アプローチが、当初のヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更と経済的に同等である

[\[IFRS第9号第6.9.2項\]](#) [\[IAS第39号第102Q項\]](#)

修正の例としては、指定されたヘッジされるリスクを英ポンドLIBORからSONIAに変更する場合があります。企業は、過去において、ヘッジされるリスクの基礎となっている金利が金利指標改革の結果として変更されないと想定して、フェーズ1の「可能性が非常に高い」救済措置を利用している場合があります [\[IFRS第9号第6.8.4項\]](#) [\[IAS第39号第102D項\]](#)。この救済措置は、金利指標改革から生じる不確実性が、指標金利に基づくキャッシュ・フローの時期または金額に関してもはや存在しなくなった時点で終了するため、ヘッジ指定および文書を更新する必要があります。

正式なヘッジ文書の修正は、金利指標改革によって必要とされた変更が、ヘッジされるリスク、ヘッジ対象またはヘッジ手段に対して行われた報告期間の末日までに行わなければなりません。この一時的な例外措置により要求されるヘッジ関係の正式な指定および文書化の修正は、ヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にも該当しません [\[IFRS第9号第6.9.4項\]](#) [\[IAS第39号第102S項\]](#)。

PwCの見解

財務担当者は、フェーズ1の救済措置の適用の終了時点で即時に正式なヘッジ指定の更新を行う必要性から免除される、この実務上の便法を歓迎するでしょう。

しかし、フェーズ2の救済措置は、ヘッジ指定に変更が行われたときにのみ利用可能となります。企業は、この救済措置により報告期間の末日までヘッジ文書の更新を免除されますが、それ以前に再度文書化を行うことを妨げるものではなく、実務上、こうした早期の再文書化は、当該関係のヘッジ会計の変更を証明するのに役立つといえます。

3.2 キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額に対する一時的な例外措置

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の金額の組替えを免除するフェーズ1の救済措置は、ヘッジ対象の金利に基づくキャッシュ・フローの時期または金額に関する、金利指標改革によって生じる不確実性がもはや存在しなくなった時点で終了します。企業が、ヘッジ指定および文書化を修正するために、一時的な例外措置に基づいてヘッジ対象の記述を修正する場合 ([In depth 2020-06](#) (和訳は [こちら](#)) のセクション5.3「ヘッジ関係の正式な指定の修正」を参照)、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づいているとみなされます。 [\[IFRS第9号第6.9.7項\]](#) [\[IAS第39号第102W項\]](#)。したがって、当初のヘッジ関係はヘッジ関係の中止として扱われず、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に計上されている金利指標に関連する公正価値の変動を直ちにリサイクリングする必要はありません。

また、フェーズ2の修正では、以前に中止されたキャッシュ・フロー・ヘッジについても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローが基礎とした指標金利が金利指標改革で要求されたことにより変更された場合に、同様の一時的な例外措置が設けられています [\[IFRS第9号第6.9.8項\]](#) [\[IAS第39号第102X項\]](#)。このような中止されたヘッジの例としては、ヘッジの目的が変更された(企業が、特定の負債性金融商品の金利の固定を望まなくなった)場合が挙げられます。この場合、金利キャッシュ・フローは依然として発生すると予想されるため、累積されたキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、当初のヘッジ関係の残余期間にわたって純損益に戻入れ、今後も当該取り扱いを継続することが、金利指標改革の救済措置により認められます。

3.3 遡及的な有効性テストに関する一時的な例外措置 (IAS第39号のみ)

累積ベースでヘッジ関係の遡及的な有効性を評価する目的上、企業は、フェーズ1の修正により提供された遡及的な有効性評価の救済措置の適用を終了した時点で、ヘッジ対象およびヘッジ手段の累積的な公正価値の変動をゼロにリセットする選択を、個々のヘッジ関係ごとに行うことができます。 [\[IAS第39号第102V項\]](#)

遡及的な有効性テストの累積的ベースをゼロにリセットする選択に関するさらに詳細な解説は、[In depth INT2020-06「金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に](#)

[対する修正\(フェーズ2\)に関する実務ガイド](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

PwCの見解

累積ベースをゼロにリセットするかどうかの決定は、現在、企業の有効性テストがどのように設定されているかの影響を受ける可能性があります。しかし、PwCは、すべての重要なヘッジ関係について、この救済措置を検討することを推奨します。

累積的なテスト結果が、基礎または時期の差異により、80-125%の有効性の閾値に近くなる場合、企業は関係をリセットすることを選好する可能性があります。しかし、新しい指標金利への移行後の最初の期間に、市場の大幅なボラティリティが起こる可能性が高い場合には、累積的な有効性の計算によってその影響を緩和することができる可能性もあります。

財務担当者は、ヘッジの非有効部分の認識および測定、またヘッジ対象およびヘッジ手段の測定については例外措置がないことに留意すべきです。したがって、従前の非有効部分の発生要因により、依然として純損益に変動が生じる可能性があります。

3.4 リスク要素および部分の指定

[IFRS第9号第6.3.7項](#)は、企業はリスク要素が独立して識別可能であり、かつ信頼性をもって測定可能である場合に、ヘッジ対象のリスク要素を指定することができますと述べています。

金利指標改革のフェーズ2は、契約上明示されていないリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能でないものは、24カ月の期間内に(独立して識別可能となる)要求事項を満たすと企業が合理的に予想している場合、その日において要求事項を満たしているとみなすことを認めています。

24カ月の期間は、

- それぞれの代替的な指標金利に(指標金利ごとに)独立して適用される。
- 企業が代替的な指標金利を契約上明示されていないリスク要素として初めて指定した日から開始される。

[\[IFRS第9号第6.9.11項\]](#)[\[IAS第39号第102Z1項\]](#)

しかし、契約上明示されていないリスク要素は、将来的に常に信頼性をもって測定可能となることが要求されます。

その後において、代替的な指標金利がリスク要素として初めて指定された日から24カ月以内に独立して識別可能にならないと企業が合理的に予想する場合、企業は一時的な例外の適用を終了し、ヘッジ会計をその見直しの日から将来に向かって中止します。[\[IFRS第9号第6.9.12項\]](#)[\[IAS第39号第102Z2項\]](#)。

この救済措置は、新たなヘッジ関係にも、契約上明示されていないリスク要素が指定された日に独立して識別できない場合、同様に適用されます。[\[IFRS第9号第6.9.13項\]](#)[\[IAS第39号第102Z3項\]](#)。

IFRS第9号に基づきフェーズ2の修正を適用している報告企業については、[FAQ 46.67.3「新しい指標金利\(SONIAなど\)は、いつ、負債性金融商品の契約以外で定められたリスク要素に指定できるか」](#)(英語のみ)に詳細なガイダンスが提供されています。

PwCの見解

この免除が有用となり得るのは、企業の財務担当者が既存および新規の負債性金融商品の指標金利要素をヘッジしたいが、新しい指標金利はまだ独立して識別可能でない場合があるためです。

しかし、指標金利の多くは今後24カ月以内に独立して識別可能となると予想されるため、企業がIFRS第9号のフェーズ2の修正またはIAS第39号の修正を適用する場合に、例えば、固定利付債の指標金利要素の公正価値ヘッジを適用できる可能性があります。

本修正は、2021年1月1日以降に開始する事業年度に適用されます。したがって、企業がそれ以前の期間に新たな指標金利をヘッジ対象のリスク要素に指定したい場合、フェーズ2の修正を早期適用し、その旨を財務諸表に開示する必要があります。

3.5 ヘッジ会計の救済措置が適用されない可能性がある場合

金利指標改革で要求される変更以外の追加的な変更が行われた場合、企業は、その変更がデリバティブの認識

の中止および/またはヘッジ会計の中止を生じさせるかどうかを判断するために、まず、IAS第39号またはIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用します。その変更がデリバティブの認識の中止および/またはヘッジ会計の中止を生じさせない場合には救済措置が利用可能ですが、ヘッジ関係の指定については、上記で説明のとおり、更新する必要があります。

PwCの見解

IFRS第9号およびIAS第39号の「結論の根拠」では、救済措置の対象となるデリバティブのさまざまな「移行」の方法を説明しており、そのすべてにおいて、何らかの形で当初のヘッジ手段が保持されます。

多くの企業は、国際スワップデリバティブ協会 (ISDA) のフォールバック・プロトコルを使用するだけかもしれませんが、他の企業は、当初のヘッジ手段を新たな金融商品に置換える計画をしている可能性があります。これは、特に想定元本または条件にその他の変更が必要である場合、古い条件の変更について交渉するよりも早く容易である可能性があります。しかし、その他の変更が行われない場合でも、財務担当者は、場合によっては、当初のヘッジ契約の認識の中止となり、フェーズ2の救済措置を利用できなくなる可能性があることを認識しておくべきです。

4. IFRS第16号「リース」

金利の変更の結果、変動リース料を有する多くのリース契約を修正する必要があり、これは借手と貸手の双方に影響を与えます。IFRS第16号に追加された免除規定がなければ、借手は、リース負債を再測定し、使用权資産にそれに対応する修正を行う必要があります。しかし、実務上の便法により、リース負債の帳簿価額は変更されません。下記で詳細を説明しています。

PwCの見解

リース契約を締結するという意思決定、およびそのようなリースの会計処理は、これまで事業会社の財務担当者の主要な役割ではありませんでしたが、IFRS第16号の適用によりオンバランスするリース負債が増加したため、リースを行うのか、借入および購入するのかの意思決定がより重視されるようになってきました。したがって、財務部門は、意思決定プロセスの一部となり、また、担保付および無担保の借入の適切な信用スプレッドの理解を用いて、追加借入利率の計算を支援する機会が増えています。

上述のように、多くのリース契約は修正が必要であり、そのため財務担当者は、貸手または借手によって行われる金利の変更は金利指標改革の直接の結果であり、修正後のリース料が修正前と経済的に同等であることを確認するため、交渉のサポートを依頼される可能性があります。

4.1 借手の会計処理

IFRS第16号は、金利指標改革の結果として、将来のリース料の決定の基礎を変更するために条件変更されたすべてのリースを実務上の便法に含めるよう修正されました。実務上の便法によって、借手は、金利の変更を反映させた割引率で修正後のリース料を割り引くことにより、リース負債を再測定します。この実務上の便法は、金利指標改革の直接の結果としてリースの条件変更が要求され、かつ、リース料の決定の新しい基礎が従前の基礎と経済的に同等である場合にのみ適用されます [\[IFRS第16号第105項\]](#)。

リースの条件変更において金利指標改革により必要とされる変更以外の変更が追加的に行われる場合、企業は、IFRS第16号の要求事項を適用して同時に行われたすべてのリースの条件変更を会計処理することが要求され、これには金利指標改革により必要とされる変更も含まれます [\[IFRS第16号第106項\]](#)。

4.2 貸手の会計処理

IASBIは、貸手の観点から、リースの条件変更に関する要求事項を修正しない決定を行いました。ファイナンス・リースの条件変更について、IASBIは、貸手はこれらの条件変更 [\[IFRS第9号\]](#) を適用することが要求されると述べました。その結果、ファイナンス・リースの貸手は、金利指標改革によって必要とされる条件変更に関する実務上の便法を適用することが要求されます。これは、上述の金利指標改革の影響を受ける金融資産と同じ取扱いに従うものであり、すなわち、貸手が認識している変動リース料のリース債権のうち、要件を満たす変更は、[IFRS第9号B5.4.5項](#)に沿って取り扱われることを意味します。その影響として、将来キャッシュ・フローおよび実効金利の再見

積りのプロセスが生じ、帳簿価額は変更されません。

さらに、IASBは、オペレーティング・リースについて、貸手は、IFRS第16号の条件変更に関するガイダンスに従うべきであると指摘しました[IFRS第16号第BC267J項]。

設例2—金利の変更

2018年1月1日、企業Bは、四半期ごとに変動リース料を支払う建物の10年間のリース契約を締結しました(企業Bは借手)。四半期ごとの変動リース料は、3カ月物IBOR+50bpsのスプレッドに基づいています。

当初の測定時点において、リース負債は、リース期間中にわたりリース料が調整されないことを前提に測定されます。次の四半期の期首時点で金利が変更され、経営者は、リース期間の残存期間について、キャッシュ・フローが変動した日の3カ月物IBORに基づいて、修正後のリース料の現在価値でリース負債を再測定します。なお、キャッシュ・フローの変動は変動金利の変動により生じるため、リース負債は改定後の割引率を用いて算出されます[IFRS第16号第43項]。

2022年1月1日、貸手と借手は、金利を3カ月物IBOR+50bpsのスプレッドから、代替的なリスク・フリー・レート(RFR)+スプレッド150bpsに変更することに合意しました。契約で、他の変更は行われていません。企業Bの経営者は、(設例1で示された要件に基づいて)この変更が金利指標改革の**直接の結果であるかどうか**、かつ従前の基礎と**経済的に同等であるかどうか**を評価しました。

この変更は、金利指標改革の直接の結果であり、かつ経済的に同等であるため、企業Bは、実務上の便法を適用し、改定後の割引率を使用しました。これにより、通常、帳簿価額は調整されません。

5. 開示および設例

フェーズ2の修正は、指標金利の移行およびまだ代替的な指標金利に移行していない金融商品を企業がどのように管理しているかについての情報を含む、新たな開示の要求事項を導入しています。

さらに、ヘッジ会計については、フェーズ1とフェーズ2の救済措置の相互関係が複雑になる可能性があります。

財務担当者および財務報告チームは、スケジュールおよびヘッジ対象とヘッジ手段に対する変更の会計処理および財務報告上の影響についての理解が必要となります。

PwCは、これらの理解を助ける設例を[In depth INT2020-06の付属資料](#)として公表していますのでご参照ください(和訳は[こちら](#))。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.